

意見書案第5号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月3日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

百谷孝浩

金銅宏親

笠原由美子

松井康夫

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴とは、加齢に伴い音を感じる部位に障害がおこり、聴力の低下によって発生する障害で、40歳代からはじまり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれている。

こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなるとともに、孤立し、うつ状態や認知症の発症リスクを大きくすることもいわれている。こうした難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす「聞こえのバリアフリー化」への必需品となっている。

しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため全額個人負担となっている。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大きすぎるため、経済的負担を軽減することが求められている。

よって、補助の必要性が全国でも広がっている中、国の制度として加齢性難聴者補聴器購入に対する助成制度を創設するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年10月3日

大阪府羽曳野市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣 各宛